

船橋市教育委員会会議 8 月定例会会議録

1. 日 時 平成 22 年 8 月 19 日 (木)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 3 時 45 分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員

委 員 長	山 本 雅 章
委員長職務代理者	石 坂 展 代
委 員	中 原 美 惠
委 員	篠 田 好 造
教 育 長	石 毛 成 昌

4. 出席職員

教育次長	西 崎 勝 則
管理部長	石 井 雅 雄
学校教育部長	阿 部 裕
生涯学習部長	須 藤 元 夫
管理部参事兼総務課長	二 通 健 司
学校教育部参事兼 総合教育センター所長	魚 地 道 雄
生涯学習部参事兼 市民文化ホール館長	鈴 木 博
財務課長	泉 對 弘 志
施設課長	千々和 祐 司
学務課長	松 田 重 人
指導課長	加 藤 邦 泰
保健体育課長	水 野 平 吾
社会教育課長	小 川 佳 之
文化課長	武 藤 三 恵 子
船橋高等学校事務長	中 村 義 雄
生涯スポーツ課長	小 泉 秀 俊
中央図書館長	野々村 好 造
青少年課長補佐	阿 玉 一 夫

5. 議 題

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

議案第 37 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

議案第 38 号 船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について

議案第 39 号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第 40 号 船橋市立高根東小学校用地の引継ぎについて

議案第 41 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

- 議案第 4 2 号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 4 3 号 船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 4 号 船橋市法典公民館等建替建築工事請負契約の締結について
- 議案第 4 5 号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第 4 6 号 船橋市立西海神小学校校舎改築工事請負契約の締結について
- 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度船橋市一般会計補正予算について

第 3 報告事項

- (1) 平成 2 2 年度全国高等学校総合体育大会等結果報告について
- (2) 平成 2 2 年市・県・関東中学校体育大会の結果報告について
- (3) 青少年キャンプ事業実施報告について
- (4) 学校プール開放事業の実施報告について
- (5) 寺内タケシ&ブルージーンズコンサートについて
- (6) ふなばしベイ・サイド J A Z Z 森寿男とブルーーツについて
- (7) 桂歌丸・三遊亭小遊三 二人会について
- (8) 鮫島有美子 ソプラノリサイタル 2 0 1 0 について
- (9) 奥華子 CONCERT TOUR ' 1 0 弾き語りについて
- (10) 通学区域の選択地域設定について
- (11) その他

6 . 議事の内容

【委員長】

それでは、時間になりましたので、ただいまから教育委員会会議 8 月定例会を開会いたします。
初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

7 月 1 5 日に開催いたしました教育委員会会議 7 月定例会及び 7 月 2 1 日に開催しました教育委員会会議臨時会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは議事に入りますが、議案第 4 3 号、議案第 4 4 号及び議案第 4 6 号、議案第 4 7 号については、船橋市教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項第 4 号の「市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」に該当し、議案第 4 5 号については、船橋

市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該議案を非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第37号について、総務課、説明をお願いいたします。

【総務課長】

議案第37号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」ご説明いたします。

資料につきましては、議案第37号、別冊としてお手元に配付いたしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会では毎年、前年度の教育行政事務の管理、執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作製し、これを議会に提出するとともに、公表することとなっております。この規定は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、教育委員会の責任体制の明確化を図るために設けられたもので、今年で3年目になります。昨年度までは3月の定例会に報告書を提出していましたが、今年からは点検評価の結果を9月から始まります次年度の予算編成に反映させるべく、作成時期の改善を図り、8月の定例会に報告書を提出することといたしました。

また、点検評価を行うに当たりましては、教育に関し、学識経験を有する方の知見の活用を図るとされておりますので、これにつきましては前年度と同様の3名の学識経験者をお願いをいたしました。

では、平成21年度の教育委員会の事務事業につきまして、点検評価を行い、まとめた報告書の内容について簡単にご説明いたします。別冊の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書(案)」をご覧ください。

報告書のスタイルは昨年と同様の組み立てとなっております。具体的には、1ページ目に教育委員会の事務の点検評価の趣旨や点検評価の実施方法を掲載いたしました。

2ページから6ページには教育委員会の活動状況。7ページには「ふなばしの教育」、現在新しい計画ができましたが、前年度の評価ということで、前年までの「ふなばしの教育」の体系図を載せてございます。それから、8ページから13ページには各部で自己評価しました全事業、掲載するには膨大なページ数になってしまうことから、特に良好であった事業や、特色ある展開ができたと思われる事業、それから工夫や改善の余地のあると思われる事業を抽出し、その事業のみ掲載してございます。

また、14ページから18ページ、こちらには学識経験者の紹介と学識経験者からいただいた意

見を掲載してございます。学識経験者につきましては、14ページにございますように、前年度と同様、川村学園女子大学教育学部社会教育学科教授の斎藤哲瑯さん、それから元県立船橋高等学校長、現在は東京情報大学の教授をされております川名博志さん、それに元船橋市教育委員会管理部長でいらっしやいました松本泰彦さん、この3名をお願いしてございます。

また、19ページから20ページには点検評価を行った感想について記しまして、21ページから22ページにつきましては予算の概要を掲載してございます。

この報告書につきましては、ご承認いただければ、9月の市議会定例会に提出した後、ホームページ等で公表する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【篠田委員】

17ページ、学識経験者の総合所見で、斎藤先生が問題提起のようなことをされていますよね。上から2番目の丸のところ、「改正教育基本法にも家庭・学校・地域の連携について条文化されたこともあり、家庭・学校・地域の実態把握などを総合的な視点から調査研究するところがあるといい。」と書いてありますけれども、これに関してなにか将来的な動きはあるのでしょうか。

【総務課長】

実は船橋市の教育委員会でも新しい教育振興基本計画ができたということもございまして、市長部局のほうでも24年度に向けて今、総合計画を策定中でございます。そういった中で、総合的な見地から方針をこれからも練っていく予定でございます。

【委員長】

よろしいですか。

【篠田委員】

はい。

【委員長】

そのほか、なにかございますか。

【中原委員】

とても単純なご質問なんですけれども、教育委員会の活動状況の中で、委員の選任状況が年度の4月1日現在ということでもとめられていますよね。3月31日現在ということではなくて、実績

の報告書ということで年度当初の4月1日現在という形で出すのが通例なんですか。

【総務課長】

21年度事業に関する報告、点検評価ということですので、このような日付にさせていただきました。

【中原委員】

年度当初と年度末では委員長がかわってしまうので、なかなか難しいところですよ。

【総務課長】

表記の仕方については申しわけありません、検討させてください。申しわけございません。

【委員長】

よろしいですか。そのほか、お願いします。

【石坂委員】

点検評価の時期はいつごろが適当なのかなというのを第一に考えていましたが、最初にご説明があったように、今回から8月の定例会で報告書(案)を出されて、9月の議会に提出されるということで、効率的な動きができるのではないかと期待しています。

ただし、例えば、19ページの点検評価を踏まえた今後の方向性のところで、下から3行目あたりに、「教育委員会の役割と透明性の確保」や「市民への説明責任を果たすことの重要性」などいろいろ書いてありますけれども、この報告書では、あまり説明責任が果たされていないという気がします。

また、特に良好であるかとか、もっと工夫が必要だとか抽出されていますよね。これってもっとないのですか。総括のところを読んでも、もっとあってもいいと思います。

【総務課長】

点検評価を行うに当たって、抽出した事業というのはもちろん膨大な数があります。そのため、それ全部について点検評価を行うと時間が膨大にかかってしまいます。それから、実際、学識経験者の方たちから意見をいただくにしても、日程的に1日、半日しかとれませんので、すべての事業についてご意見をいただくのが困難でした。教育委員会の透明性を高め、市民に向かって発信していくについても、この事業がすべてではございませんので、いただいたご意見も参考にして今後工夫はしていきたいと考えております。

【石坂委員】

引き続き質問です。平成19年度のときに膨大な1ページに施策ごとのA B C Dってつけてあったものがありましたが、学識経験者の方々にはああいうものをお見せしているわけではないのです

か。

【総務課長】

いわゆる基礎シートと呼んでおりますけれども、そちらをお配りしてございます。

【石坂委員】

では、その資料をご覧になって、自己評価された中で特に良かったものとかというのは、今回の資料に載っているものだけなんですか。

【総務課長】

学識経験者の方には、もちろん、すべての事業についてこのシートを見ていただいております。各担当課から評価したものについては、これから一部抽出したもので、学識経験の方からもそのすべてにわたってご意見をいただいたわけではなくて、学識経験者の方たちが関心のある部分や目についた部分について意見をもらっております。それをまとめたものが今回の報告書として作成したものでございます。

【石坂委員】

市民に対して、より工夫、若しくは改善の余地のあった事務事業などの項目も全部公開するのですか。

【総務課長】

この件に関しましては、お手元の報告書の内容についてホームページに掲載するということでございます。

【石坂委員】

これが全部ということですか。

【総務課長】

はい。それ以外のものについては今のところ掲載は考えておりません。

【委員長】

よろしいですか。

【石坂委員】

報告書の内容以上に頑張っているところもあると思いますが。

【総務課長】

法の趣旨が、報告書を議会に出したのと同じものを市民に公表しなさいということですので、今のところその範囲内でやっているということです。

【委員長】

今までやっていなかったんですね。だから、これだけでもだいぶ努力はしているのかもしれない。

【石坂委員】

では、ますます来年に向けて検討してみてください。

【委員長】

よろしいですか。

このまま議会に提出するんだと、てにをはが変な文章がいくつかあるような気がします。

最初に、9ページの一番上の「教職員の不祥事防止事業」というところ、これは最初から最後まで丸が1つしかないんですけども、「教職員の不祥事防止を図るため、」から「参加型の研修会を29回行った」まででマルにして、「その結果、」ってしないと何だかこの文章は変な感じがします。「図るため～29回行った。その結果、平成21年度においては県の懲戒処分に対応する不祥事の発生は無かった。」というふうにしたほうがいいんじゃないかと思います。

【総務課長】

市民に公表するまで、議会に提出するまでにもう一度チェックします。

【委員長】

よろしくお願いします。

それから、12ページの文化財管理伝承費補助事業のところの「指定文化財を」からの括弧はここではなくて、ここの括弧を取って、その次の3行目の「今後は」から括弧して、「策定が必要である」までとしたほうがいいんじゃないかと思います。

また、13ページの生涯学習サポート事業の3行目のところ、「人材バンクから講師を紹介や派遣をしている。」という文章では、「人材バンクからの講師の紹介や派遣をしている。」というふうにしたほうが文章としてはいいと思います。

あと、11ページの一番上の通学指定校の変更に関するところで、「学区の線引きと児童・生徒の通学実態が合わない学校があることから、至急に学区の整合性を図る必要がある。」ということなんですけれども、今までの学区の線引きの基準を知りたいのと、これからどういうふうにしようと考えているのでしょうか。

【総務課長】

学校規模の適正化といった観点から、学級については12学級から24学級までが船橋市の場合

は適正と考えておりますが、実は議会等でも今問題にされておまして、こちらの学校規模の適正化については現在見直しを進めているところでございます。

【学務課長】

この件につきましては、この後の議案42号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」で詳しく説明しようと思っております。

【委員長】

それから、学習サポーター派遣事業というのは、より工夫、若しくは改善の余地のあった事務事業というんですけれども、ここには「結果として142名を派遣し、各学校の学習活動に貢献できた。」というだけで、どこらへんがより工夫、若しくは改善の余地があった事務事業であったかが全然わかりませんが、これについてはいかがでしょうか。

【指導課長】

この検討会のときに私が説明をさせていただいたんですが、ここではそういう評価、ここに4行書いてある内容で締められています。席上では今、算数、国語中心に学習サポーターが入っており、学校の要請としては理科もぜひ、理科のできる学生も派遣してほしいという要望などがありました。それから、他市でも同じような制度を進めてきておりますので、学生の確保というのが今後課題になるということで説明をさせていただきました。

【委員長】

わかりました。それを書いたほうがいいと思います。これだとより工夫、若しくは改善の余地のあった事業には思えません。今回のように口頭で説明できればいいと思うんですけれども、そうでないと何かこれは貢献できてよかった事業に思われてしまう気がします。

それから、15ページで川名先生が、「教育委員自身が勉強して会議で発言しているということで、非常によい形ですすめられていると思う。」というふうに言ってくださって、何か非常に面映ゆいんですけれども、一方で、その下の「教育委員がそれぞれ課題を認識して視察したり、自分達の研修会を開いたり、現実の課題について積極的に取り組んでいくのが本来だと思う。」ということをやれば我々も肝に銘じないといけないと思いました。

最後に、その一番下のほうで、教育委員から『「これについて検討しなさい」という形で出てくると非常によいかなと思う』ということや、「事務局としても資料提供など、より活性化するよう働きかけていくといいのではないかと思う」ということで、全く同感でございますので、よろしくお願いたします。

【総務課長】

今ご指摘いただいた部分につきまして、再度定例会に諮るという暇はございませんが、改めて作成しまして、確認をとっていただいた上で、これを点検報告書とさせていただきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

そのほか、何か、よろしいですか。

それでは、議案第37号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第37号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号について、総務課、説明をお願いいたします。

【総務課長】

議案第38号「船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について」ご説明します。

資料は3ページ、4ページでございます。

平成21年度より市に病院局が設置されましたことから、市職員の定数を定める船橋市職員定数条例に病院事業の職員の定数について新たに規定されております。病院事業の職員の定数が教育委員会よりも前の号で規定されましたため、改正前は第4号として規定されていた教育委員会事務局の職員が第5号へと変更されております。その結果、職員を定義する場合において、船橋市職員定数条例を引用する規定におきまして、いわゆる号ずれを起こすこととなってしまいました。そのため、4ページの新旧対照表にありますとおり、第4号とあるのを第5号と改めるものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第38号「船橋市立学校長に対する事務専決規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第38号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号について、総務課、説明をお願いいたします。

【総務課長】

議案第39号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。
資料は5ページ、6ページでございます。

これも先ほどの議案第38号と同様の船橋市職員定数条例の改正による号ずれを是正するものでございます。よろしくお願いいいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。特にございませんか。
それでは、議案第39号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則」についてを採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第39号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第40号について、施設課、説明をお願いいたします。

【施設課長】

議案第40号「船橋市立高根東小学校用地の引継ぎについて」ご説明申し上げます。
資料は7ページからとなります。

船橋市立高根東小学校用地569.62平米につきましては、平成22年3月議会で予算措置を行い、その後、交渉の後、平成22年7月23日に売買契約をし、同日付で船橋市有地となっております。そこで、教育委員会として市長から教育財産を引き継ぐに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第5号の規定により、議決を得る必要があります。提出するものでございます。よろしくお願いいいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。
それでは、議案第40号「船橋市立高根東小学校用地の引継ぎについて」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第40号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第41号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

それでは、議案第41号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

議案第41号については、このたびの規則につきましては、船橋市職員定数条例の改正に伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がありますので、ご審議をお願いするものです。

また、卒業証書の年月日を統一するため、6月の教育委員会定例会におきましてご審議をいただきましたが、内容を修正いたしましたので、再度ご審議をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表、16ページをご覧ください。船橋市職員定数条例の改正されたことに伴いまして、船橋市立小学校及び中学校管理規則第2条並びに船橋市立特別支援学校管理規則第1条の2の文言を改める必要がございます。具体的には、それぞれの規則で引用しております船橋市職員定数条例第2条第1項第4号という文言によって、第2条第1項第4号を第2条第1項第5号に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の17ページから18ページをご覧ください。これまで卒業証書に記入する卒業年月日は管理規則の中に明記されておりましたが、法的な根拠に基づき、また子どもの身分関係をはっきりさせるためにも、卒業年月日は卒業認定日である3月31日が適当であると考えられます。このことに伴いまして、船橋市立小学校及び中学校管理規則第23条及び第2項及び船橋市立特別支援学校管理規則第20条の文言及び様式を改める必要があります。具体的には、管理規則では「所定の教育課程」を「当該学校の課程」に文言を改め、様式中にあらかじめ3月31日と記載するものでございます。

なお、船橋市立特別支援学校管理規則の様式は、船橋市立小学校及び中学校管理規則とは異なる様式でしたが、これも改めまして、同じ様式に統一するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第41号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第41号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第42号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

議案第42号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

先ほども少し申し上げましたが、学区につきましては昭和60年4月に市場小学校、旭中が新設されたのを最後に、小・中学校の新設は行われていないことから、大きな学区変更も行われてきませんでした。ただ、その間、市の人口動態も変わりまして、現在では実態と合っていない学区が市内に複数箇所あり、その実態に合わせて改変していく必要があると考えまして、今回3箇所の学区の見直しを行いました。

まず、参考資料、議案第42号関係の資料1ページをご覧ください。これは船橋小学校通学区域、いわゆる学区の一部変更についてでございます。現在、赤枠で囲まれた地域が船橋小学校の通学区域、いわゆる学区になっております。しかし、その変更箇所とございますが、変更箇所ABCから、ここは基本学区は船橋小学校にもかかわらず、6名しか船橋小学校へ通学はしておりません。通学区域が実態と合っていない状況となっております。

そのABC地区につきましては、海神小学校も現在選択できる地域となっております。また、C地区は一部基本的に船橋小学校、海神小学校、塚田小学校、行田東小学校、八栄小学校の5校から選択できる特殊な地域となっております。しかし、その5校すべてが現在、普通教室に余裕のない学校に指定されておりますので、船橋小学校以外の学区に変更することは難しいと考えました。

資料31ページになります。通学区域新旧対照表、別表その3をご覧ください。

このようなことから、別表にその3を加えまして、船橋小学校の通学区域である本町7丁目24番～27番と北本町1丁目の基本学校をなくしまして、船橋小学校、海神小学校の2校から小学校を選ぶ地域に変更すること。さらに、北本町2丁目につきましては基本学校をなくしまして、船橋小、海神小、八栄小、塚田小、行田東小の5校から小学校を選べる地域とするものでございます。

続きまして、参考資料2ページをご覧ください。

法典小学校の通学区域の一部変更についてでございます。現在、赤枠で囲まれた地域が法典小学校の通学区でございます。黒で囲まれた地域が法典東小学校の学区となっております。変更箇所のABCDにつきましては、法典小学校を学区としております。法典東小学校にも現在選択によって通える地域となっております。ただ、現在、法典小学校は過大規模校となっておりますことから、現在、教室が不足している状態で、今後も児童数が増加し続ける予測となっておりますことから、教育環境の改善を図るために、ABCD地区の学区を今、法典小学校なんですが、法典東小学校に変更することで、法典東小学校への通学を促していこうと考えました。

ただし、その中でAB地区につきましては、学区である法典小学校へ過去6年間通学している児童が一人もいない状況でございますので、通学区域を変更する際は、ここは選択学区とはせずに、ABにつきましては法典小学校のみの学区とするということを考えました。CDの地区につきましては、法典小学校の学区から法典東小の学区になるんですが、選択地域としてCD地区は残すこと

にいたしました。

続きまして、参考資料3ページをご覧ください。

習志野台第二小学校、習志野台中学校の通学区域の一部変更についてでございます。その資料3ページの水色で塗られました変更箇所につきましては、現在、小学校は習志野台第二小学校を基本学区として、坪井小学校、薬円台小学校も選択できる地域となっております。

資料4ページをご覧ください。

同様に、中学校は習志野台中学校を基本学区としまして、坪井中学校、二宮中学校が選択できる地域となっております。このように、坪井小学校、中学校の通学区域の中に、習志野台第二小学校、習志野台中学校を学区とする地区が飛び地として残ってしまって、これは全く実態に合っていない通学区域となっております。これは区画整理事業が行われる前なんですけれども、坪井小学校、坪井中学校へ通うための生活道路がなかったというところからそういう状況になっておりましたが、現在は整備されたため、通学も容易となっております。

ただ、児童の通学状況なんです、その水色の地区から現在、習志野台第二小学校へ1人通学しております。薬円台小、二宮中につきましては、過去6年間、中学校は3年間ですが、通学している児童生徒は一人もいない状況でございます。

以上のことから、変更箇所の基本学区を習志野台第二小学校、習志野台中学校から坪井小学校、坪井中学校に変更するものといたします。ただし、通学区域を変更する際には、習志野台第二小学校、習志野台中学校はまだ1人おりますので、選択学区として残しまして、薬円台小と二宮中学校は選択学区から外すことを考えております。これは変更するに当たりまして、各小・中学校、幼稚園、それから町会、自治会、PTA役員等への説明に出向きまして、状況を見ているところでございます。

これらの議案につきましては、先日8月6日付で船橋市学区審議におきまして諮問いたしまして、事務局提案のとおり答申をいただきました。また、施行日につきましては平成22年9月1日を予定しております。

以上の議案説明を終わりにします。ご審議をお願いします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

先ほどの質問と絡んでしまうんですけども、基準としてはそうすると12から24学級、なるべくそういう基準に持っていこうというようなことが一つの目標ということでしたが、例えば通学距離の長さや過去にその地域から何人通学していたかなどの客観的な基準は他にないのですか。それともケース・バイ・ケースで、ある程度柔軟にこういうのは対応しようということですか。

【学務課長】

法典小学校につきましては、非常に大規模化ということで、いかにそれを分散できるかという形で学区の見直し、線引きの見直しをした地域でございます。坪井小・中につきましては、これも区画整理の関係で残ってしまった部分を整理したということでございます。

それから、船橋小学校の件につきましては非常に特殊な地域だということで、先ほどおっしゃいました距離、北本町の上のほうから船橋小学校までかなり距離があり、その辺を考慮して、近隣の小学校に行くというようなケースもございましたので、それを勘案して対応しました。

【委員長】

わかりました。これからもいろんな想定できない状況があるかもしれないので、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応するということですね。学区に関してはそのほうがいいかもしれませんね。

そのほか、何かございますか。

それでは、議案第42号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第42号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号について、学務課、説明をお願いいたします。

議案第43号の「船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第44号について、社会教育課、説明をお願いいたします。

議案第44号の「船橋市法典公民館等建替建築工事請負契約の締結について」は、社会教育課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第45号について、中央図書館、説明をお願いいたします。

議案第45号の「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、中央図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第46号について、施設課、説明をお願いいたします。

議案第46号の「船橋市立西海神小学校校舎改築工事請負契約の締結について」は、施設課

長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、議案第47号について、学務課、説明をお願いします。

議案第47号の「平成22年度船橋市一般会計補正予算について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

市立船橋高等学校の全国高等学校総合体育大会の結果についてご報告いたします。

今年は美ら島沖縄総体2010と称しまして、沖縄県で7月28日から8月20日まで開催をされ、市立船橋高等学校から7部、107名が出場しました。

試合結果につきましては、お手元の資料をご覧ください。定例会の資料、33ページになります。中でもサッカー部におきましては、昨年度の全国高校サッカー選手権大会優勝校の山梨学院大学附属高校と、それから準優勝校の青森山田高校を破りまして、2年ぶりに本大会最多となる7度目の優勝を果たしました。明日4時半より市役所の1階ロビーで優勝報告会を開催いたしますので、お時間が許すようでしたら、ぜひ雄姿ををご覧ください。

それから、体操部は総合6位、男子バスケットはベスト8、陸上競技部では男子100メートルで梨本真樹君が5位、女子1,500メートルで松崎璃子さんが4位となりました。また、明日まで行われておりますので、お手元の資料には記載されておきませんが、水泳競技で渡辺涼太君が400メートル自由形で2位、藤田沙羅さんが50メートル自由形で3位を果たしております。その他の種目におきましても選手一人一人の力を存分に発揮しておりました。

次に、商業科ですが、商業研究愛好会の2名が明海大学で開催されました第57回全国高等学校珠算競技大会に去年に引き続き出場いたしております。

以上、千葉県予選を含め、多くの皆様方にご声援をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

【中原委員】

7名が参加というのは物すごいことだと思います。それぞれの場で精いっぱいやって、成績を残

していくためにモチベーションを高く保って高校生活を送れているということが、すごくうれしいことだなと思います。

【委員長】

ありがとうございます。

そのほか、何かご意見ございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(2)について、保健体育課、説明をお願いいたします。

【保健体育課長】

資料は35ページから51ページまででございます。

中学校総合体育大会の結果について報告させていただきます。

まず、市の大会ですが、7月17日から7月24日まで行われました。天候にも恵まれまして、無事に大会を終えることができました。例年になく猛暑による熱中症の心配が当初ありましたが、体育館のバドミントン会場などでは30分おきに換気をしたり、外での競技は、日によっては午前中だけの試合、それから十分な水分摂取等で熱中症発生の心配までには至りませんでした。

市の大会の成績につきましては、大会成績一覧のとおりでございます。大会期間中、教育委員長を初め、教育委員の皆様全員に、暑い中応援を賜りましたこと、改めてお礼申し上げます。

次に、県の大会についてです。7月27日より県内各会場で行われました。成績については41ページからになります。上位入賞の団体について説明をさせていただきます。

まず、バレーボール男子、法田中学校優勝で関東大会出場、前原中学校が準優勝で関東大会出場、船橋同士の決勝になりました。女子は、高根中学校が3位でやはり関東大会出場。それから剣道が男子七林中学校がベスト8で関東大会出場。それからソフトボール、船橋中学校が優勝で関東大会出場、八木が谷中学校が準優勝。ソフトボールもバレーボール男子に続いて船橋勢同士の決勝となりました。

相撲では高根台中学校が3位で、関東大会出場。団体ではこの7団体が関東大会に出場します。

個人では43ページからありますように、柔道、剣道、相撲、体操、陸上、水泳で上位入賞を果たして、関東大会や全国大会への出場を決めました。

次に、関東大会、全国大会についてでございますけれども、大会の始まる8月2日に関東・全国大会出場選手への市長からの激励会が行われました。今年度は、ここ六、七年では最多となる153名の大会出場選手数でございます。昨年度は90名ですので、かなり昨年度より多い参加となりました。

関東大会の成績ですけれども、48ページから50ページのとおりでございます。

なお、全国大会は、明日8月20日から鳥取、山口、広島といったところで始まります。これからですので、大会が終了次第、また報告させていただきます。なお、全国大会への出場者一覧は51ページに掲載しておるとおりでございます。多くの方々の応援、本当にありがとうございました。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【中原委員】

先ほどの市船の高校生の活躍に負けないくらい、中学生も全国を目指して頑張っているというのはすごくうれしいです。高校も中学校もそうですけれども、その後ろには先生方の努力、支えがあると思います。また、保護者と教師が一緒になって子どもたちを応援しているということが伝わってくるので、それがまた何よりもうれしいです。こうした環境がしっかりできあがってきた上での結果だと思うので、そこは大事にしてほしいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。そのほか、何かご意見ございますか。

続きまして、報告事項(3)について、青少年課、報告をお願いいたします。

【青少年課長補佐】

青少年キャンプ事業について報告いたします。

今年で第45回目を迎えました船橋市青少年キャンプ事業は、7月31日から8月2日まで2泊3日の日程で山梨県北杜市白州町にございます尾白の森キャンプ場において、異学年交流による集団野外活動を通じて、みずからの創意工夫、仲間づくりを推進するとともに、規律・習慣等を体得させ、青少年の健全育成に寄与することとして実施いたしました。この事業には小学校4年生から中学校3年生までを対象に、参加者98名、指導者35名、合計133名の参加を得まして実施したところでございます。連日晴天のもと、子どもたちは尾白の森の大自然の中でいつもとは違う環境に身を置きながら、川遊びや山遊び、そして夜にはキャンプ場内でのナイトレクリエーションやキャンプファイヤーを通じて楽しい3日間を過ごすことができましたと思います。このキャンプの思い出は子どもたちの貴重な経験となり、将来の糧となると考えております。子どもたちが北杜市の雄大な大自然を体いっぱい感じて、このキャンプが無事終了しましたことをご報告いたします。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【中原委員】

前に伺っているかもしれないんですけども、小学生と中学生の参加の人数は何人くらいでしょうか。

【青少年課長補佐】

今回、小学校4年生が男女含めて39名、それから小学校5年生が26名、小学校6年生が21名、中学校は1年生、2年生が各6名、3年生の参加はございません。

【中原委員】

先ほどの総体から後のいろんな活動と、開催時期が重なってくるというあたりが、中学生にとってはやっぱり参加しにくいという面もあるのかなと思うんですけども、そのあたりについてどうお考えでしょうか。

【青少年課長補佐】

私ども青少年課では、この事業と青少年の団体が主催しております、北海道の網走郡津別町と交流しております。どうしても北海道のほうからこちらへ来る、こちらから向こうに行くということ等の兼ね合いがございまして、その辺で日程をずらすというのは難しい現況でございます。

【中原委員】

そうすると、例年こういう小学生が中心の事業になっているということですか。

【青少年課長補佐】

はい、そうです。ですから、1回来て次のときも来ている子もいらっしゃいますが、学年が上がるごとに部活であるとか塾であるとかということで参加ができなくなっているような状況も見え隠れしております。

【委員長】

そのほか、何かございますか。

【石坂委員】

希望された方全員が参加できたんですか。

【青少年課長補佐】

今年の場合には私事都合でキャンセルが出たことがありましたけれども、ほとんど定員とほぼ一緒の人数です。

【委員長】

そのほか、何かございますか。

私、皮膚科の医者をやっています、今、1日に何人もブヨに刺されて足を引きずってくる方がいるんですね。ブヨっていうのは水がきれいで環境のいいところにしかいないんですけども、我々はあまりそういう虫になれていないのもあるし、うす暗いとき、朝早く散歩に行ったときやキャン

プファイヤーの最中だと刺されたときに気がつかないんで、すごい症状を出して、後々年余にわたってまた別の結節性痒疹ということですとずっとかゆみに苦しんでしまうこともあります。

この事業が始まる前に言ったほうがよかったんですけども、私の立場からすると、そこら辺をよく子どもたち、親なんかも含めて、来年度そういう注意をしてもらえればと思います。半ズボンと半そでだと本当にひどい思いをすることがありますので、ジーンズか何かにする等の指導をよろしく願いいたします。

【青少年課長補佐】

了解いたしました。ありがとうございます。

【委員長】

そのほか、何かございますか。

続きまして、報告事項（４）について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

報告事項（４）学校プール開放事業の実施報告につきまして、資料の５５、５６ページをご覧ください。

平成２２年度の学校プール開放事業の利用状況につきましては、ご覧いただいている資料のとおりでございます。７月２６日から３０日までの前期に１８校、８月２日から６日までの中期に１９校、そして８月９日から１３日までの後期に１９校、合わせまして５６校の小学校、一部中学校及び特別支援学校のプールで開放を行いまして、大きな事故もなく無事に終了をいたしました。

また、中期のプール開放にあわせて、峰台小学校、行田西小学校、三山東小学校で行いましたちびっ子スイミング教室も定員を超えるような状況でございましたけれども、充実した教室が開催されました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項（５）（６）（７）（８）（９）について、市民文化ホール、報告をお願いいたします。

【市民文化ホール館長】

報告事項（５）から（９）まで一括してご報告したいと思います。資料は５７ページ以降、５枚のチラシを添付させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

初めに、報告事項（５）は寺内タケシとブルージーンズのコンサートを９月５日に実施いたします。次に、報告事項（６）ふなばしベイ・サイドＪＡＺＺと銘打ちまして、９月１７日に森寿男＆

ブルー・コーツのジャズの演奏会、報告(7)は9月26日、これは落語でございまして、桂歌丸、三遊亭小遊三、二人会を、報告事項(8)、10月3日に鮫島有美子さんのソプラノ・リサイタルコンサート、報告(9)は10月7日、奥華子弾き語りコンサートの各事業を実施してまいります。

事業内容等につきましてはチラシの内容のとおりでございますが、クラシック、ポップス、ジャズ、古典芸能と、幅広いジャンルで企画をしております。

また、本年度できるだけ船橋にゆかりのあるアーティストの出演をお願いしていくという考えを持ってございまして、報告事項(6)のふなばしベイ・サイドJAZZにおいてですけれども、市内在住の中溝ひろみさん、この方をボーカルに迎えてございます。

それから、報告事項(9)、奥華子さんですけれども、この方は最近大分人気が出ておりまして、大変忙しい中、日程調整に苦労いたしましたけれども、市内の七林小学校、七林中学校を卒業されまして、また市民文化ホールの育成団体でありますジュニアオーケストラの出身でございます。そういったことがございまして、地元船橋でぜひコンサートを開きたいと、ご本人の意向もありませんで実現する運びとなった次第でございます。多くの市民の方にすぐれた芸術・芸能に親しんでいただければというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。続きまして、報告事項(10)について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

報告事項(10)で通学区域の選択地域設定についてご説明いたします。

本件は、前原中学校の学区の一部を選択地域とすることについての報告でございます。お手元の資料67ページをご覧ください。

本市では居住する住所に基づきまして、児童生徒の通学学区を指定しているんですが、その地域の特性などによりまして学区制度の概略的な運用を行い、複数の学校から通学校を選択できる区域を設定しております。今回67ページの前原中学校区である前原西1丁目29番から32番、これは緑ですか、囲まれた地域なんですけれども、そこにつきましてはJR東日本の習志野運輸区の構内に、南側にあるんですね、その構内の通路、平成22年3月31日で閉鎖となったことから、今まで通学していた経路が使えなくなってしまいまして、通学距離が長くなってしまいました。住民から宮本中学校へも通学できる選択地域にしてほしいといった強い要望がございまして、近隣校でもあり、まだ保有教室に余裕のある宮本中学校との選択地域として設定をするものでございます。

この選択地域の設定につきましては、8月6日に開催した学習委員会で報告を済ませておりまして、平成22年9月1日の施行を予定しております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

【中原委員】

今ご提案いただいた案についてということではないんですが、たしかこの地域は習志野一中が近い地域だと思うんですけども、他市に入学するということは現状としては認めてないんですか。

【学務課長】

原則的にそうならないように対応しております。

【委員長】

これは原則、ほかの自治体もみんなそういうことですか。住所のある市の学校じゃないとだめだというのは、日本全国同じですか。

【学務課長】

その状況によって手続等が行えれば、協議という形で入学することも可能なんですけれども、通常ですと居住する市内の学校ということですよ。

【学校教育部長】

これについては、教育長がまだ職員だったころに大分ご苦労されて、市境の入学については整理をしてきたという経緯がございます。過密地域については両市とも過密地域なんですね。それで相互に乗り入れという形になりますと、相互に学校の規模の問題もありまして、問題も大きいということで、市川市、鎌ヶ谷市、習志野市、いろいろな市と話し合いをする中で、原則居住市の中で通学するというような形で整理をしてきたという経緯がございます。

今、学務課長が申しましたように、生徒指導上の問題とか、特別に配慮を要するような場合は両市の協議という形で他市のほうにということも当然あるわけですが、今回の場合につきましては、この地図で400メートル程度通学距離が遠くなってしまうということもありますので、選択地域を設定して宮本中学校のほうに行けるようにする措置をとるということでございます。

【委員長】

ありがとうございました。

【石坂委員】

5校から選択してくださいという話がありますよね。選択地域というのか、選択する学校がふえる方向にあると思うんですけども、それは保護者が選択しなければならないというふうにあります。将来保護者が一つの学校に集中するようなことになった場合はお断りというのはできるんで

すか。

【学務課長】

教室数に余裕がないということになった場合は、もうこの学区にしませんという話で断ることがあります。

【石坂委員】

断るということですね。

【委員長】

よろしいですか。

【石坂委員】

今お話ししたことで、この前原の地域の件ですけれども、保護者側としてはそういったいろんな事情から学校を変更していただけるのはすごくありがたいと思いますので、今後とも迅速な対応をお願いしたいと思います。

【委員長】

そのほか、何かご意見ございますか。

続きまして、報告事項(11)その他で何か報告したいことがある方がいらっしゃいましたら、ここで報告をお願いいたします。特にございませんか。

それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。これで教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。